

使用貸借 宅建 H13-06-2 <<#711>>

【問】 正誤をつけよ。

使用貸借契約において、貸主又は借主が死亡した場合、使用貸借契約は効力を失う。



【答え】 誤り

<<ポイント>> 使用貸借の終了【発展】

3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。（民法 597 条 3 項）

⇒ 使用借権は、相続の対象とならない

cf. 貸主の死亡によっては、終了しない

★ 《借主の死亡》

賃貸借	終了しない	相続の対象となる
使用貸借	終了する	相続の対象とならない